

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会
平成 28 年度臨時総会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 1 日（土）13 時 00 分～13 時 30 分
2 場 所 東京国際交流館プラザ平成
東京都江東区青海 2 丁目 2 番 1 号

| | |
|------------|-------|
| 3 正会員総数 | 443 名 |
| 出席した会員数 | 157 名 |
| 内訳 本人出席 | 81 名 |
| 委任状出席 | 67 名 |
| 書面による議決権行使 | 9 名 |

4 議事録署名人選任の経過

定款第 26 条により議長は理事長が務める。議長が定足数を確認し、定款第 24 条の定めに従い本臨時総会が開催されていることが説明された後、議長が松田秀雄会員ならびに川島武士会員を議事録署名人に指名したところ、満場異議なくこれを承認した。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

第一号議案 定款の変更について

清水議長より定款の変更案についてスライドを基に以下の説明が行われた。

1. 学会所在地の変更について

学会事務局を株式会社クバプロに委託したことに伴い、学会所在地が変更になるため、第 2 条を以下のように変更する。

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区飯田橋三丁目 11 番 15 号 UEDA ビル 6 階 株式会社クバプロ内 に置く。

2. 理事の任期に関する変更

理事を半数ずつ改選する方式が定款に沿わないと、東京都生活文化局より指摘された。東京都生活文化局の指摘によると、改選によって選任された半数の理事が「補欠のため、または増員によって就任した役員」とみなされ、非改選の理事が「現任者」となるので、改選された理事の任期が非改選の理事とそろって 1 年だけと解釈される。細則には毎年 10 名の理事を改選するとあるが、定款は細則に優先するので、定款の修正が必要となる。東京都生活文化局から「または現任者」を削ってはどうかとの助言があり、それによって定款第 16 条の 5 を以下のように修正する。

第 16 条

5 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

3. NPO 法人法の改正にともなう定款の変更

NPO 法人法が改正され、定款に用いられる用語が変更されたことに伴い、定款を以下の通りに修正する。

3-1. 「拋出金品の不返還（現行見出し）」の変更

（入会金及び会費の不返還）

第 12 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

3-2. 「権能」の変更

（権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

（4）事業計画及び予算並びにその変更

（5）前年度の事業報告及び活動決算

3-3. 「資産の構成」の変更

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

3-4. 「事業計画及び予算」の変更

（事業計画及び予算）

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

3-5. 「暫定予算」の変更

（暫定予算）

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

3-6. 「予備費の設定及び使用」の変更

（予備費の設定及び使用）

第 44 条 削除（以下、条ずれ）

3-7. 「事業報告及び決算」の変更

（事業報告及び決算）

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

3-8. 「定款の変更」の変更

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

3-9. 「解散」の変更

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(5) 破産手続き開始の決定

3-10. 条ずれに関する変更

第 44 条を削除し、第 45 条以下を 1 条ずつ繰り上げる。

第 29 条 3 項の第 49 条を第 48 条に修正する。

議長は、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

また、上記第 2 条に関して、変更議案の可決をもって主たる事務所の移転日としたいと、議場に諮ったところ、満場一致をもって併せて異議なく可決決定した。

第二号議案 活動報告

1. 熊本地震で被災した学会員に対する支援について

被災した学会員の来年度学会費の免除が理事会で承認されたことが、清水理事長より報告された。また、チャリティー学会を開催する計画であり、持ち回り理事会などで引き続き検討していく予定であることも清水理事長より報告された。

2. 研究会・地域部会の公募について

研究会・地域部会の公募について今年度は 6 件の応募があり、すべて採択されていることが清水理事長より報告された。また、来年の研究会・地域部会の研究会について公募を行うので、清水理事長より会員に応募が呼びかけられた。

3. Oxford Journals JSBi Prize について

今年度の受賞者については、本総会に引き続いて授賞式が行われるため、割愛された。また募集要項について、年齢制限が 39 歳未満から 38 歳未満に引き下げられたことが清水理事長より報告された。

4. 年会について

平成 29 年の年会については、総会終了後に遠藤次期年会長より報告が行われるため、割愛された。平成 30 年度の年会長については、理事会において慶應義塾大学の富田勝先生が選任されたことが、清水理事長より報告された。

5. ゲノム情報の個人情報保護法改正法における取扱いについての提言について

「ゲノム情報の個人情報保護法改正法における取扱いについての提言」が取りまとめられ、平成 28 年 7 月 15 日付で、JSBi ホームページに掲載されていることが、清水理事長より報告された。

6. ISCB とのかかわりについて
JSBi として ISCB Affiliate Grope を継続することが清水理事長より報告された。
7. バイオインフォマティクス入門の件
初版 2,000 部が完売となり、3,500 部の増刷が決まったことが清水理事長より報告された。

以上により議事が終了し、議長は 13 時 30 分閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 28 年 10 月 1 日

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会

理 事 長 清 水 謙 多 郎 ㊟

議事録署名人 松 田 秀 雄 ㊟

議事録署名人 川 島 武 士 ㊟